

補助金の交付状況に係る調書【平成30年度交付分】

補助金の名称		在宅当番医制運営費補助金(歯科)		市の担当部課	健康福祉部健康推進課	
				問い合わせ先	0568-63-3800	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		一般社団法人 犬山扶桑歯科医師会		代表者名	会長 青木義忠	
関係規定	法令	—		条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市在宅当番医制運営費補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法(公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	平成4年度以前	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由(公募で選定しない理由)		地域の歯科医療は犬山扶桑歯科医師会が担っているため。				
市が補助金を交付する公益上の必要性(何をどうしたいのか)		休日における地域住民の歯科救急医療の確保を図るため。				
補助金の額 ( )は一般財源の額		平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度予算	
		1,038,600 円	1,018,600 円	1,038,600 円	1,098,600 円	
		(1,038,600 円)	(1,018,600 円)	(1,038,600 円)	(1,098,600 円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容		休日午前中に歯科救急患者の診察				
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		20,703,185 円		
		うち補助事業全体の経費		1,038,600 円		
		うち補助対象経費		1,038,600 円		
		補助対象経費の内訳		年末年始(46,200円×3日)		138,600 円
				GW(30,000円×2日)		60,000 円
				休日(20,000円×42日)		840,000 円
補助額の算出方法		補助率、補助額		年末年始46,200円×日数、GW30,000円×日数、休日20,000円×日数		
		補助限度額		未設定		
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	補助額が休日数に応じて確定しているため。	
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		休日における歯科救急治療を必要とする地域住民の医療確保につながった。				
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		4,672,400 円		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		0 円		
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				有

※平成30年度の実績に基づき作成しています。